

I P 通信網サービス契約約款 別冊（スマートP B Xサービス）【現改比較表】 2026年5月25日現在

～2026年5月24日	2026年5月25日～
<p>(令和8年2月24日現在)</p> <p>▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊（スマートP B Xサービス）</p> <p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 契約</p> <p>第3～6条（略）</p> <p>第7条</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 当社は、スマートP B X契約者から請求があったときは、1のスマートP B X契約に複数のオンネット番号を提供します。この場合において、スマートP B X契約者が利用できるオンネット番号の数は当社が別に定めるところによります。</p> <p>（注1） 本条第4項に規定する当社が別に定めるところは、次のとおりとします。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) オンネット番号の桁数は、拠点番号（最小1桁～最大11桁）及び端末番号（最小2桁～最大11桁）を合わせた桁数 オフィスリンク内線番号の桁数はオンネット番号の桁数には含めません。オフィスリンク内線番号の桁数は株式会社NTTドコモの専用回線等接続サービス契約約款、5Gサービス契約約款、Xiサービス契約約款、FOMAサービス契約約款及び番号変換機能（オフィスリンク）利用規約によるものとします。</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) スマートP B X契約者は、第11条（その他の契約内容の変更）の規定に基づき、オンネット番号の桁数の変更（増加する場合に限ります。）を請求できます。</p> <p>（注2） 本条第5項に規定する当社が別に定めるものは、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。）第1（利用料金）に記載するものとします。</p> <p>第8～11条（略）</p>	<p>(令和8年5月25日現在)</p> <p>▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊（スマートP B Xサービス）</p> <p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 契約</p> <p>第3～6条（略）</p> <p>第7条</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 当社は、スマートP B X契約者から請求があったときは、1のスマートP B X契約に複数のオンネット番号を提供します。この場合において、スマートP B X契約者が利用できるオンネット番号の数は当社が別に定めるところによります。</p> <p>（注1） 本条第4項に規定する当社が別に定めるところは、次のとおりとします。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) オンネット番号の桁数は、拠点番号（最小1桁～最大11桁）及び端末番号（最小2桁～最大11桁）を合わせた桁数 オフィスリンク内線番号の桁数はオンネット番号の桁数には含めません。オフィスリンク内線番号の桁数は株式会社NTTドコモの専用回線等接続サービス契約約款、5Gサービス契約約款、Xiサービス契約約款及び番号変換機能（オフィスリンク）利用規約によるものとします。</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) スマートP B X契約者は、第11条（その他の契約内容の変更）の規定に基づき、オンネット番号の桁数の変更（増加する場合に限ります。）を請求できます。</p> <p>（注2） 本条第5項に規定する当社が別に定めるものは、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。）第1（利用料金）に記載するものとします。</p> <p>第8～11条（略）</p>

第3～6章 (略)

別記

1～2 (略)

第1表 料金表 (略)

第2表 工事に関する費用 (工事費 (附带サービスの工事費を除きます。))

第1 工事費

1～2 (略)

料金表別表1 スマートPBXに係る付加機能

区 分	提 供 条 件
1 削除	削除
2 削除	削除
3 (略)	(1)～(2) (略)
4 オフィスリンククラウド接続機能 株式会社NTTドコモの専用回線等接続サービス契約約款、5Gサービス契約約款、Xiサービス契約約款、 FOMA サービス契約約款 及び番号変換機能(オフィスリンク)利用規約に規定するオフィスリンクサービスを当社の電気通信設備により連係し、スマートPBXサービスを利用できる機能	(1)当社は、スマートPBX契約者に、本付加機能を提供します。 (2)スマートPBX規約者は、本機能の利用の請求にあたって、その利用に関わるオフィスリンク契約者(株式会社NTTドコモの専用回線等接続サービス契約約款、5Gサービス契約約款、Xiサービス契約約款、 FOMA サービス契約約款 及び番号変換機能(オフィスリンク)利用規約に規定するものをいいます)の同意を得るものとします。

第3～6章 (略)

別記

1～2 (略)

第1表 料金表 (略)

第2表 工事に関する費用 (工事費 (附带サービスの工事費を除きます。))

第1 工事費

1～2 (略)

料金表別表1 スマートPBXに係る付加機能

区 分	提 供 条 件
1 削除	削除
2 削除	削除
3 (略)	(1)～(2) (略)
4 オフィスリンククラウド接続機能 株式会社NTTドコモの専用回線等接続サービス契約約款、5Gサービス契約約款、Xiサービス契約約款及び番号変換機能(オフィスリンク)利用規約に規定するオフィスリンクサービスを当社の電気通信設備により連係し、スマートPBXサービスを利用できる機能	(1)当社は、スマートPBX契約者に、本付加機能を提供します。 (2)スマートPBX規約者は、本機能の利用の請求にあたって、その利用に関わるオフィスリンク契約者(株式会社NTTドコモの専用回線等接続サービス契約約款、5Gサービス契約約款、Xiサービス契約約款及び番号変換機能(オフィスリンク)利用規約に規定するものをいいます)の同意を得るものとします。 (3)本付加機能に係るオフィスリンク通信チャネ

	<p>(3)本付加機能に係るオフィスリンク通信チャンネル数は 100 チャンネルとします。</p>		<p>ル数は 100 チャンネルとします。</p>
<p>(以下略)</p>		<p>(以下略)</p>	
		<p>▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編</p> <p><u>附 則 (令和 8 年 5 月 19 日 CAS 1 サ第 000400011117-01 号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和 8 年 5 月 25 日から実施します。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>	